平成２１年（フ）第２３８号
静岡県田方郡函南町平井1116番地の１
債務者　西島　宗夫
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
静岡県伊東市湯川270番地の４　杉山アパート201号、前住所静岡県伊東市吉田744番地の20
債務者　今野　正春
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３１５号
静岡県駿東郡長泉町上土狩343番地の１　サンハイツ秋山Ａ―202号、前住所静岡県沼津市北今沢15番地の６　フレグランスおおかわＡ棟101号
債務者　大和久千鶴
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
愛知県稲沢市小沢２丁目19番25―401号
債務者　浅井　　章
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１３７号
愛知県稲沢市小沢２丁目19番25―401号
債務者　浅井外美子
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１３８号
愛知県稲沢市小沢２丁目19番25―401号
債務者　浅井　章二
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２０２号
愛知県一宮市大和町馬引字郷裏41番地　ハイツノダコウ203号
債務者　向井　　強
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２５７号
愛知県一宮市笹野1487番地１
債務者　濱渕　俊彦
１　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６３号
三重県松阪市石津町413番地11、住民票上の住所三重県尾鷲市新田町19番18号
債務者　黒　　勝之
１　決定年月日時　平成21年７月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第７５５号
京都市山科区川田山田10番地26
債務者　中條　清志
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７７９号
京都市西京区松尾万石町10番地31
債務者　岡本　　潤
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８０９号
京都市伏見区小栗栖北後藤町１番地　府営住宅北後藤団地13―405
債務者　沼崎　伸也
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８６３号
京都府宇治市宇治若森45番地の５
債務者　大江　由紀（旧姓大野）
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８７７号
滋賀県彦根市城町２丁目６番47号、申立時の住所京都市伏見区下鳥羽北円面田町146番地ヤムズヴィレッジ301
債務者　林　　浩子
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９１７号
京都府八幡市橋本栗ケ谷37番地の78
債務者　佐倉　弘泰
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９１８号
京都府八幡市橋本栗ケ谷37番地の78
債務者　佐倉　紀子
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９３６号
京都市中京区河原町通夷川上る指物町317番地
債務者　北村　直也
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９４９号
京都市右京区太秦海正寺町８番地の17
債務者　松尾　直樹
１　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係